# 日置中央合併協議会の調整内容

協定項目	字の区域及び名称の取扱い	関係項目	
調整の内容 (案)	字の区域は、現行どおりとし、現行の	の字の名称の前に当	該字の属する合併前の町の名称を付し、字の名称を変更する。

町または字は市町村の区画単位であり、その地理的名称を地名というが、地名は町または字の単なる地域特定のための名称にすきないとしても、その地域とは全く無関係につけられたものでなく、当該地域の地理的特色、社会経済的特色、生活様式などをもとにして付けられたものであり、歴史的・文化的意義を有するものも少なくなく、その地域の住民感情が地名と深く結びついている場合が多い。

【日置4町合併における取扱いパターン】

現在の状況(平成16年10月1日現在)

旧郡及び町名を新市に置き換えた場合、同一住所表示が発 生し、取扱いに協議が必要となる。

東市来町 神之川 = 日吉町 神之川 ( 市神之川 番地)

東市来町 寺脇 = 伊集院町 寺脇 ( 市寺脇 番地)

町 名	字の数	行政区の数	現在の住所表示例	旧郡名を新市に置き換える	旧郡及び町名を新市に置き換える
東市来町	10	53	日置郡東市来町長里番地	市東市来町長里番地	市長里番地
伊集院町	23	70	日置郡伊集院町郡一丁目 番地	市伊集院町郡一丁目 番地	市郡一丁目 番地
日吉町	4	77	日置郡日吉町日置 番地	市日吉町日置番地	市日置番地
吹上町	11	75	日置郡吹上町中原 番地	市吹上町中原番地	市中原    番地
合 計	48	275			

# 旧郡名を新市に置き換える場合

#### メリット

- 1 昔からなじみのある旧町名を残すことができる。
- 2 場所の特定が容易である。(場所のイメージがしやすい)
- 3 住所表示に関する合併後の混乱、トラブルを最小限に抑えることが可能である。

## メリット

1 住居表示が簡潔である。(郵便記載住所等)

旧郡及び町名を新市に置き換える場合

2 同一市という住民の一体感が醸成される。

## デメリット

- 1 市名以降の住居表示が長くなる。(郵便記載住所等)
- 2 新市における一体感が損なわれる可能性がある。

## デメリット

- 1 場所の特定がしにくい。(場所のイメージがしにくい)
- 2 字名が同一の場所においては、住居表示が同一となるので、字名の変更が必要となる。

# 日 置 中 央 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容

協定項目	字の区域及び名称の取扱い	関係項目	
調整の内容			
	 各     町	の 現 状	1
区分	東市来町 伊集院町		
	大字番号 大 字 名 大字番号 大 字 名		- ""
	1 養母 1 下谷口	1 神之川 1 中原	
大字名合計(48)	2 長里 2 大田	2 山田 2 中之里	
	3 湯田 3 飯牟礼	3 日置 3 入來	
	4 伊作田 4 古城	4 吉利 4 今田	_
	5 神之川 5 恋之原	5 華熟里	
	6 南神之川 6 徳重	6 小野	4
	7 美山 7 猪鹿倉   8 美山寺脇 8 清藤	7 永吉 8 田尻	-
	9 寺脇 9 郡	9 與倉	-
	10 宮田 10 土橋	10   湯之浦	
	11 中川	11 和田	1
	12 竹之山	THE THE	
	13 上神殿		
	14 麦生田		
	15 下神殿		
	16 桑畑		
	17 野田		
	18 寺脇		
	19 妙円寺一丁目		
	20 妙円寺二丁目		
	21 妙円寺三丁目		4
	22   郡一丁目   23   郡二丁目		-
			-
			1
			-
	4045		
	10大字 23大字	4 大字 11大字	